

第6回水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議
(宮川プロジェクト会議)概要

日時：平成20年6月9日(月)10時～12時

場所：三重県議会議事堂6階 603会議室

出席委員：中村進一座長、青木謙順副座長、笹井健司委員、稲垣昭義委員、大野秀郎委員、
野田勇喜雄委員、西場信行委員、藤田正美委員、真弓俊郎委員、森本繁史委員、
今井智広委員

欠席委員：なし

執行部：坂野達夫政策部長、戸神範雄企業庁長他

傍聴者：なし

議会事務局：高沖秀宣次長、内藤一治企画法務課課長他

開会・資料の説明

中村座長：

本日は、「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題における県の対応について」協議をお願いしたい。

6月3日に開催した宮川プロジェクト会議委員協議において、執行部から説明を求める項目について、協議いただいた。その時に委員からいただいた意見を受け、正副座長の方で別添資料のとおり「宮川プロジェクト会議 執行部に説明を求める項目」をまとめた。

前回の委員協議では、治水、利水、環境保全というテーマに分けて議論を進めてはどうかという意見があったので、それらの3つのテーマに地域貢献を加えた4つのテーマに分類し、本日説明を求める項目を9項目とした。

前回の資料から新たに下線の部分、4項目を追加した。

2 治水機能の確保

企業庁と発電後の水の放流先である三浦湾の漁協関係者との間で、濁水時は発電を停止するなどの協議がなされているが、豪雨等による災害が予想される緊急時に、濁水であっても災害を回避するために三浦湾に緊急放流することも考えられないか。

2 治水機能の確保

治水機能を高めるための宮川や三瀬谷のダム湖及び宮川本川、支流の堆積土砂の撤去について、譲渡するにあたり、どう対応するか。

6 魚道の整備

三瀬谷ダム建設により宮川が上流・下流に寸断され、鮎などの各魚種の生態系に様々な影響を与えている。各魚種の生態系の回復を図るための対策として魚道を整備することが考えられるが、どう対応するか。

9 三瀬谷ダム及び宮川ダム関連施設の維持及び利用の確保

2 段落目以降

宮川第二発電所内の発電用設備用地以外の用地や、震災対策用施設について、譲渡後も施設等の維持及び利用の確保を維持できるか。

会議の進め方

中村座長：

本日の会議の進め方を説明したい。

まず、執行部から譲渡交渉先との協議状況と県の考え方について、一括して説明をしていただく。

その後、譲渡交渉先との協議に関する質疑と、「執行部に説明を求める項目」に関する質疑を分けて行う。

本日の執行部からの説明を受けて、次回以降に委員討議を行う上での論点を抽出したい。

執行部説明

中村座長：

執行部より資料1から資料3について、一括して説明をお願いします。

資料1 水力発電事業譲渡にあたっての基本的な考え方

(坂野政策部長説明)

資料2 地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方

(戸神企業庁長説明)

資料3 流量回復についての基本姿勢(案)

(坂野政策部長説明)

譲渡交渉先との協議に関する質疑

中村座長：

ただいまの執行部からの説明のうち、資料1「水力発電事業譲渡にあたっての基本的な

考え方」の部分について、この際、執行部に確認しておきたいことがあれば、質問をお願いします。

西場委員：

地域の課題を譲渡先へ継続するだけでなく、地域問題の解決には、県の行うものと、譲渡先へ引き継いでいくものを整理していく必要がある。

交渉している地域問題について、資料を出してもらいたい。

平成21年度末に譲渡予定ということであるが、課題が多すぎて難しいのではないか。

今年度の上半期に合意の前提となる譲渡条件を確定し、20年度末の基本合意という説明であったが、今の説明では、交渉の目途がついているようには思えない。

県の最大のプロジェクトなので、議論を尽くしていかなければならない。

仮契約で継続しておいて、譲渡については1～2年先ということもあり得るのではないか。

坂野部長：

厳しいスケジュールであるが、目標を立てて交渉していくことが大切であり、中部電力と基本的な事項を今年度末までに整理することを目標に全力を傾けていきたい。

戸神庁長：

中部電力は、基本合意をすれば、後は事務手続きだけという認識である。基本的な事項について確認しあい、21年度末の契約を目標とする県の考え方について話をしているところである。

森本委員：

いたずらに譲渡の時期を延ばすべきではない。譲渡が遅れることのマイナスもあるはず。議会も県も譲渡の方向を打ち出してきた。

議会としてもプロジェクトを立ち上げたのだから、議論すべき問題はそう多くないと認識している。魚道や森林保全問題を解決しなければ譲渡できないというわけではない。

21年度末の譲渡に向けて、プロジェクト会議としての結論を出すべきだ。

藤田委員：

説明を聞いて、県の考え方も随分整理されてきたように感じた。

全庁的に議論してもらい、将来的にどのような宮川にしていくのかという考え方をしっかり持って、譲渡に臨んでもらいたい。将来を考えたときに、川に自然が戻ってきて、海から上流へ魚が行き来する川をつくりあげていくことも重要である。流量回復は、将来に向けての県の考え方と大きく関係している。

譲渡先に求めていくこと、県として取り組むこと、その中で、譲渡時までに取り組むこと、将来に向けて取り組むことを整理してもらいたい。

大野委員：

「基本的な事項について合意が必要」の「基本的な事項」とは何か。大事なところが定義されていない。中部電力との交渉における基本的な事項について整理し、資料として出してもらいたい。

坂野部長：

地域貢献については、資料2「地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方」の部分であると考えている。宮川プロジェクト会議で新たな課題が出てきたら真摯に対応していきたい。

戸神庁長：

中部電力と協議してきた事項については、秋口にかけて本日の資料に書いていることを一つ一つ確認していくつもりである。

大野委員：

1対1の譲渡ではなく、県民対中部電力の立場に立ってほしい。

これまで発電事業にどれだけの費用を負担してきたのか、県民に示すべきだ。減価償却、残存価格などを整理して、企業庁が提示している価格、適正価格を出してほしい。

真弓委員：

基本的なこととして、なぜ中部電力に譲渡しなければならないのかが分からない。中部電力がやったら、発電効率が良くなるのか、地域貢献が進むのか、そういうメリットが見えてこない。県民にどういう利点があるのか。

企業庁の現在の形そのものに価格を付けて、中部電力にやってもらうというスタンスだけなのか。

坂野部長：

基本条件の「全ての発電所の継続運営」と「地域貢献の取組の継続」が大事であると考えている。

地方自治体が続けていくことが行政の効率としてどうか。中部電力のような専門性、技術性を持った所に譲渡していくことが適切であると考えている。

真弓委員：

県民が知りたいのはそこである。大本が分からない。果たして本当に中部電力に譲渡していいのかという問題である。

企業庁も50年もやってきているので、発電については専門家である。効率性を考え民間がやっていくのがよいのか、それとも税金を投入してやっていくのがよいのか。民間がするメリットについて、県民に説明してもらいたい。

戸神庁長：

電力自由化の状況の中で、企業庁から中部電力への電力価格の低下や効率性を求められ経営が下降しているのも一つの原因である。

坂野部長：

行政がするのがよいのか、民間譲渡がよいのかであるが、費用対効果、提供するサービスについて、このまま行政で継続するよりも、中部電力の方が専門性があり、職員を効率的に配置することが可能であると考えている。人件費についても、企業庁の年齢構成を考慮すると中部電力の方が有利だと考える。この点についての資料は時間をいただきたい。

真弓委員：

テキパキと分かりやすい説明をしないと、県民も理解できない。

森本委員：

資料というより、基本的なところを説明しないといけない。

企業庁のあり方、企業庁の民営化を検討する中で、企業庁あるいは、県として関わっていかなければならないのは、直接県民の口に入る水道事業であり、発電事業は民間すべきものとなったのではないのか。

基本的理念にかかる資料をあとで出すというのは、いかがなものか。端的になぜ民営化なのか、理念を聞いたかった。

大野委員：

民間の方が効率的であるという説明だと、企業庁では技術力が劣るということか。

戸神庁長：

企業庁でも効率化が求められ努力してきたところであるが、中部電力という（人材的に）さらに大きなパイの中で、さらに（効率化が）可能であると考えている。技術力の差ではないと考えている。

野田委員：

民営化に対する企業庁のあり方は、議会の中でも検討してきた。

企業庁の3つの事業、発電事業、上水道事業、工業用水道事業について、将来的には民営化していくべきだが、まず発電事業をしていくことが、効率性や企業庁の改革の中で重要であるとし、議会としての考え方を示した。それを前提として議論すべきだ。

真弓委員：

どんな思いで、どんな理念で譲渡交渉を行っているのか執行部に聞きたくて、このような質問をした。売れたら良いだけでなく、県民サービスがどれだけ向上するかを示してほしい。

中村座長：

なぜ水力発電事業の民営化なのかについては、論点整理の中でまとめていきたい。

野田委員：

基本条件（適正な譲渡価格、全ての発電所の継続運営、地域貢献の取組の継続）について説明を受ければよいという理解でよいか。

戸神庁長：

地域貢献の取組の継続は、資料2「地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方」であり、については公認会計士を交えて検討しているところである。～について議論し、今年度末を目途に基本的事項の方向性を示していきたい。

中村座長：

譲渡条件を確定させていくことが必要である。

「執行部に説明を求める項目」に関する質疑

中村座長：

次に、「執行部に説明を求める項目」9項目についての質疑をお願いしたい。

藤田委員：

資料3「流量回復についての基本姿勢（案）」の中で、「流域全体の負担」とか、「流域全体の公平な負担」とあるが、もう少し詳しく説明してほしい。

坂野部長：

県も入った上で、関係市町に負担を求めるという意味である。

藤田委員：

将来、宮川ダムからの0.5m³/sが増えた場合の負担を示しているのか。減電した分を中部電力に払うということか。

辻交通・資源政策監：

減電分の補償なら年度ごとの精算も可能であるが、将来的にさらなる流量ということになれば、ダムの費用割合、つまり用途別の容量比を変えることも考えられる。将来的にさらなる流量ということになれば、増えた分は流域市町と県で負担するということである。

藤田委員：

川の流況が、底水しか流れないような渇水が続き、魚類が生存できない状況が起こったときにもらえる水はダムの水しかないと思う。ダムの水を流すときに流域全体で負担するのか。

坂野部長：

平成18年度は、粟生頭首工で年間で96日間3m³/sを下回ったが、このような場合どう対応できるのか議論している。

藤田委員

これは中部電力だけの問題でないという姿勢が必要である。

現在は岩出の観測点しかない。深い議論をしてスタンスを決めて交渉にのぞむ姿勢が必要ではないか。さらに観測点を設けることも検討すべきだ。県全体でプロジェクトをつくり取り組むべきだ。

大西企業庁電気事業対策総括推進監兼RDF発電特命監：

現在でも国土交通省が入った宮川渇水調整協議会で議論され、河川法の互譲の精神に基づき、それぞれの関係者と協議している。平成17年と19年には宮川ダムからかんがい放流を行っている。

委員の言われるような渇水期には、宮川ダムにも水がないことも想定されるので、その場合は関係者が集まって協議することになると考えている。

藤田委員：

中部電力にしてもらうのと、県がしっかり整理して対応するのでは大きく違う。このままでは、県民に理解してもらえない。電力の効率とともに、流域のこともしっかり考えてほしい、次回に整理して出してほしい。

坂野部長：

宮川ダム直下で $2\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工で $5\text{m}^3/\text{s}$ の超長期的な課題について、どう考え、どう取り組むか、市町のこともあり難しい。県として主体的な関与をどうするのか基本的な方向について示したい。

藤田委員：

政策部、企業庁だけでなく、県土整備部や農林水産商工部も入り、宮川が将来的に環境と共生していくにはどうしたらよいか、喧喧囂囂の議論をしてもらいたい。全庁的にプロジェクトを組んで検討してほしい。

中村座長：

この宮川プロジェクト会議において民間に譲渡した時にどんな問題が出てくるのかという質問に対する答えが不十分であると思う。

先日の政策総務常任委員会で県としてこの課題に対して、受け皿を検討していくことを表明されたと思うが。

坂野部長：

県全体としての受け皿を作り、対応していきたい。

西場委員：

水力発電を、CO₂ 排出抑制などの環境面からその重要性を主張するのなら、なぜ譲渡するのか。県で継続すべきではないのか。

宮川総合開発事業は、三重県の戦後最大のプロジェクトである。その構想の基本を見直すようとしているのだから、50年間を総括してどうなのか0ベースで見直すべきである。

宮川流域ルネッサンス水部会の宮川ダム直下 $2.0\text{m}^3/\text{s}$ をどうするのも検討すべきだ。今日まで河川維持放流量0を続けてきたのが、国のガイドラインにより、宮川ダム直下で $0.37\text{m}^3/\text{s}$ にし、さらに上乘せして、 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ にし努力しているということであるが、これはあくまで発電した水をすべて流域の河川に戻すという前提での話であり、三浦湾へ分流していることは考慮されておらず、国のガイドラインは適正な維持流量とはいえない。

宮川ダム地点における本来の維持流量を、近年建設された蓮ダムの維持流量を参考にし試算してみるべきだ。

水力発電の三重県内総発電量に占める企業庁水力発電の割合、宮川ダム第1、第2が占める割合、三瀬谷ダムが占める割合などの数値も示してほしい。

流量回復の負担分を市町に割り振る理屈が分からない。本来、宮川流域の水を元の宮川本流に回してもらおうという話であり、宮川総合開発は県主導で行ったのだから、県の決断で変更は可能。流域市町に負担してもらおう理由が分からない。

県の負担と責任でやるべきだ。

また、各項目に対する県の政策に関わる回答をなぜ企業庁が説明するのか、政策部長なり、関係各部長が説明するべきだ。

発電容量を弾力的に運用して洪水調整機能を向上させるための宮川事前放流に関する覚書の資料を出してほしい。

宮川ダムから三浦湾への緊急放流について、昭和56年の漁協との申し合わせの資料を出してほしい。

土砂堆積についても現場を見てほしい。平成16年災害の以前と今では随分状況が変わっている。

かんがい補給の「不特定かんがい」とはどういう意味か。

三瀬谷の工業用水について、廃止するとの結論めいた報告を受け残念である。三瀬谷ダムは工業用水を確保するために造ったダムであり、電気事業はあくまで付帯事業である。廃止するか否かの議論の熟度が深まっていない。これから市町と議論が始まるころであらねばならない。この問題は、水力発電民間譲渡と同等以上の県政課題である。県の責任としてどうしていくか、政策部で検討してほしい。このままでは20万トンの工業用水が曖昧なまま放置されてしまう。工業用水は、農業用水と違って、通年常時流れる水であり、地域の水、環境の水としても重要な役割を担う。南勢の産業振興をしていく上で大きな問題である。

魚道の整備は県の責任でやるべきだ。漁業補償や稚鮎放流問題は鮎がシンボルになっているが、カニやウナギなどのその他魚種も多数あり、その問題の根は深い。

坂野部長：

次回に整理して報告したい。

戸神庁長：

魚道は県として調査し対応していく。

大野委員：

もう少し歴史的に調べてほしい。

鮎の補償50万匹は、大内山川が入っていない。

三浦湾の漁業権がどうなっているのか。歴史的に金額も含め、しっかりしたものを示してほしい。

中村座長：

今日出された課題は、大事な問題が含まれているので、次回に整理したい。

その際には、執行部からバックデータを示してもらいたい。

工業用水の件であるが、伊勢市の担当者に昔からの経緯を聞くと、飲料水の利用を求めたが工業用水として確保しているため、聞き入れなかったそうである。伊勢市議会でも何度か議論されており、廃止となると自治体への影響もあると思う。

次回第7回宮川プロジェクト会議は 6月18日(水)に開催したい。
以上で、本日の宮川プロジェクト会議を終了する。

(終了)